



KAWASAKI CITY

# 環境アセスメントに係るお知らせ

平成24年1月20日

川崎市環境影響評価に関する条例第56条に基づき川崎火力発電所2号系列2軸，3軸設備増設計画に係る法対象条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

法対象事業の基本的事項	法対象事業者	東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 取締役社長 西澤 俊夫
	法対象事業者の名称	川崎火力発電所2号系列2軸，3軸設備増設計画
	法対象事業の種類	電気工作物の新設
	法対象事業を実施する区域	川崎市川崎区千鳥町5番1号 敷地面積 約28万㎡
	法対象事業の目的	電力の安定的な供給力確保のための設備増設
	法対象事業の内容	2号系列2軸，3軸設備増設 発電所の出力 2軸：71万kW、3軸：71万kW
	法対象事業の施行期間	着手予定：平成25年度 完了予定：平成29年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成24年1月20日（金）から 平成24年3月5日（月）まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記準備書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧の法対象条例準備書（テレビ受信障害、地域交通、安全）について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。</li> <li>提出された意見書は個人情報情報を伏せてその写しを法対象事業者に送付します。</li> </ul> <b>【意見書の提出】</b> 提出期限：平成24年3月5日（月） （郵送の場合は、平成24年3月5日（月）消印有効） 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、法対象事業の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156